

令和5年度大槌町障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 方針の適用範囲

この方針は、大槌町的全組織に適用する。

3 調達の対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特定子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所
 - ①障がい者の雇用数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等

町が3で掲げる施設等から調達する物品等は次のとおりとする。なお、以下に記載のないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

- (1) 物品
 - 紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、印刷、その他
- (2) 役務
 - クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス、公園・建物の清掃、除草、

襖・障子の張り替え、その他

5 調達目標額

令和5年度の調達目標額は、530,000円とする。

6 調達の実施

施設等からの提供可能な物品等及び本町各課等が購入を希望する物品等についての情報を収集し、これらの情報を基に本町各課等に対して施設等からの優先調達を依頼する。

7 調達実績の集計及び公表

この方針に基づく調達実績は、会計年度終了後、速やかに集計し、公表する。

8 その他

庁舎内での施設等の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人としても積極的な購入を心掛ける。

9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉課とする。